

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人「小田・後月三友会」(以下、「法人」という。)の定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬と費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、非常勤役員のうち理事長に対し職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事長以外の非常勤役員については、理事会及び評議員会の出席等、その都度定額を支給することができる。

3 評議員の報酬については、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度定額を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 非常勤役員

理事に対する報酬は、別表1「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

監事に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

理事長に対する報酬は、別表3「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(2) 評議員

評議員に対する報酬は、別表第4「評議員の報酬」に定める金額とする。

(3) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表第5「評議員選任・解任委員

の報酬」に定める金額とする。

(支給日)

第5条 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度、支給する。なお、理事長に対する報酬の支給時期は、毎月末払いとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。ただし、評議員選任・解任委員については、社会福祉法の改正に伴う定款認可日（平成29年1月10日）から施行する。

【別 表】

別表第 1	非常勤役員のうち理事の報酬			
	理事会出席等の都度	一人一律	10,000円	
別表第 2	非常勤役員のうち監事の報酬			
	理事会及び評議員会の出席等の都度	一人一律	10,000円	
	監事の監査	一人一日	10,000円	
別表第 3	非常勤役員のうち理事長の報酬			
	年	180万円	(月額15万円)	
別表第 4	評議員の報酬			
	評議員会出席等の都度	一人一律	10,000円	
別表第 5	評議員選任・解任委員			
	評議員選任・解任委員会出席等の都度	一人一律	10,000円	